

協会けんぽ鹿児島支部 からのお知らせ

令和4年

10月号



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします

医療機関の受診を先延ばしにしていますか？

脳

心臓

腎臓

を守るため ためらわず医療機関を受診しましょう。

生活習慣病は、自覚症状がないまま徐々に進行します。

健診受診により「自分自身のカラダに今起きていること」を確認し、医療機関の受診が必要となった場合は、早めの受診をお願いします。

特に

血圧

血糖

LDL
コレステロール

は見過ごすことができません！

自覚症状がないからと、放置すると動脈硬化が進み、**脳梗塞・心筋梗塞・腎不全**など重大な疾患を引き起こします。

以下のいずれかに該当される方で、未受診の方へは協会けんぽからお知らせをお送りしています。

血 圧	収縮期血圧	160mmHg 以上
	拡張期血圧	100mmHg 以上
血 糖	空腹時血糖	126mg/dL 以上
	HbA1c	6.5%以上(NGSP値)
脂 質	LDLコレステロール	180mg/dL以上

令和4年10月
通知分より
新しく実施

健診結果より血圧・血糖・LDLコレステロールの値が高く、医療機関への受診が必要と判定された被保険者のうち、健診から3か月以内に受診が確認できない方に対して、協会けんぽから受診に関するご案内をご自宅へお送りしています。

併せて、協会けんぽ鹿児島支部または業務委託先(株式会社アールエムサポート)の保健師・看護師がお電話で受診のサポートをさせていただきます。

【事業主の皆様へのお願い】

健診結果で医療機関への受診が必要と判定された従業員の方々に対しては、必ず受診するようお声掛けいただくとともに、速やかに受診できるようご配慮いただきますようお願いいたします。

協会けんぽより負傷原因の照会を行う場合があります

～どうして負傷原因届の提出が必要なのでしょうか？～

健康保険の適用対象となるケガかどうかを確認しています。
届を提出いただくことにより、①②③のどれに該当しているかを確認しています。



1

工作中または
通勤途中のケガ

原則として労災保険の適用です。
健康保険は使えません。

速やかにお勤め先に報告し、労働基準監督署へご相談ください。
※事業主または役員の方は基準が異なりますので、協会けんぽに確認してください。



2

第三者の行為
によるケガ

「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。
(負傷原因届の確認後、必要な方に「第三者等の行為による傷病届」を送付させていただきます。)

後日、「第三者等の行為による傷病届」をご提出いただくことにより、保険証を使用して医療機関等で治療を受けることができます。その後、協会けんぽより過失責任に応じて加害者(交通事故であれば自動車保険)へ医療費等を請求します。

次のような場合が、第三者の行為となります

● 相手方のいる
交通事故



● ケンカ・暴力を
ふるわれてのケガ



● 動物にかまれてのケガ



飼い主がいる
動物にかまれた
場合

3

①② 以外のケガ

健康保険の適用となります。
その後の手続きは必要ありません。

ケガの原因

ご注意ください

負傷原因届は、ケガにより傷病手当金や治療用装具などの給付金を受ける場合にも、添付が必要となります。

【お問い合わせ先】レセプトグループ ☎ 099-803-3276



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

メルマガの
登録はコチラ



〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10鹿児島中央ビル6階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-219-1743

協会けんぽ鹿児島支部ホームページ

協会けんぽ鹿児島

検索